

7 学校体育・健康教育（学校保健、学校安全、学校給食・食育）

生涯にわたる健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指す学校体育・健康教育

【方向性】

近年、児童生徒を取り巻く生活環境等の変化により、体力・運動能力、保健、安全、食（給食）等に関わる様々な課題が生じてきており、児童生徒に対して、適切な意思決定や行動選択ができるような資質・能力を育むことがますます求められている。

このような現状から、明るく活力ある生活を営む態度と実践力の育成を目指し、生涯にわたる健康の保持増進、安全な生活、体力の向上及び豊かなスポーツライフの基礎を培う学校体育・健康教育の充実に努めることが望まれる。そのためには、体育科・保健体育科の授業の充実に努めることはもとより、健康・安全・食に関する指導の全体計画に基づき、学校教育活動全体を通じた取組に努めること、体育・健康・安全・食に対する興味・関心を高め、健康の大切さの認識を深めること、自他の安全に留意させること、家庭・地域・関係機関等との連携をより一層図っていくことなどが求められる。

【課題】

（1）自己の能力に応じた日常化につながる計画的・継続的な体力づくりの推進

新体力テスト等により把握・分析した児童生徒の体力の実態を、体育・健康に関する指導の全体計画や教科経営計画等の作成に生かしたり、学校教育活動全体を通じた計画的・継続的な実践に生かしたりすることが大切である。

授業では、学習内容や学習活動に適した具体的な手立てをより明確にしたり、運動の習慣化・日常化につながる指導・支援を工夫したりする必要がある。

指導に当たっては、「何ができるようになるのか（育成を目指す資質・能力）」を明確にし、それらに応じたねらいを設定したり、学んだことを振り返ったりして学習を進めることが求められる。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるようにするために、運動や健康についての自己（小）〔自他（中）〕の課題を見付け、その〔合理的な（中）〕解決のための活動を選んだり、習得したことを学習場面に適用・応用したりする活動の充実に努めることが大切である。

その際、児童生徒の実態や発達段階、指導内容の系統性、運動量の確保、小・中・高の接続等を踏まえた年間指導計画や単元指導計画（評価計画を含む）を作成し、指導することが望まれる。

なお、小学校の運動領域及び中学校の体育分野において言語活動を意識した取組をする際には、体育科・保健体育科の特質を踏まえ、活動量を十分に確保することが大切である。

（2）心身の健康の保持増進のための学校保健

児童生徒が健康の大切さを認識し、自分の生活と健康との関わりについて、実感を伴って理解できる指導計画の作成と指導方法等の工夫をする必要がある。特に、性に関する指導、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育及びがん教育においては、専門性を生かした指導が効果的に行われるよう、養護教諭や関係諸機関と適切な連携を図るように努めることが大切である。

また、学校と家庭、地域社会が連携して児童生徒の健康問題の解決を推進していくために、学校保健委員会や地域学校保健委員会をより一層活性化させる必要がある。

なお、学級活動（2）における保健、安全、食に関する指導については、「集団思考を生かした一人一人の意思決定」という特質を踏まえた取組が望まれる。また、体育科・保健体育科における保健領域・保健分野の指導については、事例などを用いたディスカッション、ブレーンストーミング、実習、実験、課題学習など、知識を活用する学習活動を充実させることが求められている。

（3）自他の生命尊重を基盤とした安全教育・安全管理の充実

安全教育・安全管理の充実のために、特に大切なことは以下の4点である。①自然災害による被害、不審者による被害、そして、交通事故を防止するため、家庭や地域・関係諸機関と連携した安全対策・安全教育の一層の充実に努めること、②防災教育（避難訓練等）、防犯教室、交通安全教室等を定期的に取り入れ、児童生徒の危険予測能力や危険回避能力の育成に努めること、③緊急時における救急体制、連絡体制の整備等、危機管理体制の確立を図ること、④危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づいた教職員に対する防災訓練、防犯訓練、心肺蘇生法訓練等において、具体的なシミュレーションを取り入れた研修・訓練を定期的実施し、実施後には常にマニュアル等の改善を図ること、である。

なお、特に防災については、学校だけでは対応できないほどの甚大な被害が予想される大規模の災害が発生したり、あるいは、そのような災害が、児童生徒が学校にいないとき（登下校時、校外学習、休日等）に発生したりすることなども想定されるため、市町、地域、保護者等と一層の連携を図り、地域ぐるみで災害への対策を講じることが必要となる。具体的には、保護者や警察等の関係機関、自治会等と連携した防災教室や避難訓練を積極的に開催すること、並びに、災害発生時の避難経路の確保や避難所の確認、保護者との連絡体制の確認などの情報の共有化を図るネットワークづくりを進めることが考えられる。また、各市町から避難所に指定された学校、あるいは、学区内に児童生徒、保護者、地域住民が避難をするような施設がある場合には、各市町防災担当課と計画的に連携会議等を開催し、学校と市町の連携を確認しておくことが考えられる。

・芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 特別活動 H24 及び学校体育・健康教育・安全教育 H24

「Q3 大地震を想定した避難(防災)訓練の実施に当たりどのようなことを留意したらよいか。」及び

「Q6 大地震に備えての校内体制を整備するに当たり、どのようなことに留意したらよいか。」参照

・芳賀の教育 HP 版 Q&A 集 学校体育・健康教育・安全教育 R4

「Q4 防災教育をさらに推進していきたいが、どのような工夫があるか。」参照

(4) 楽しく豊かな給食活動と食に関する指導の推進

児童生徒が親しみのもてる食事内容の多様化と栄養管理の充実、及び食事環境の整備や衛生管理の徹底により、楽しく豊かで安全・安心な給食活動の実現を図ることが大切である。

また、児童生徒一人一人が、毎日バランスのよい朝食を食べるなどの望ましい食習慣と食に関する正しい知識を身に付け、食事を通して自らの健康管理ができるようにするために、「食に関する指導の全体計画①及び②（年間指導計画）」を作成し、家庭や地域と連携しながら、学校教育活動全体で食に関する指導の充実に努める必要がある。その際、学校給食を生きた教材として活用しながら様々な教科等と関連させた指導を行うことが求められる。

指導に際しては、専門性を生かした指導が効果的に行われるよう、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭等と適切な連携を図るように努めることが大切である。

なお、学校給食委員会等の食育推進体制を確立したり、保護者、関係機関等と連携を図ったりすることなどにより、食中毒や誤えん事故の予防、食物アレルギー等に対して適切に対応することが望まれる。

【参考資料】

[学校体育・健康教育共通]

- ・「令和6(2024)年度 指導の指針」
- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」【中学校編】
- ・「新学習指導要領に基づく指導と評価の一体化のための学習評価に関する参考資料」【小学校編】
- ・『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校 体育】【中学校 保健体育】
- ・「中学校学習指導要領解説 保健体育編、技術・家庭編、特別活動編、総合的な学習の時間編 等」
- ・「小学校学習指導要領解説 体育編、家庭編、特別活動編、総合的な学習の時間編 等」

- R06.3 県教委
- R02.12 県教委
- R02.7 県教委
- R02.3 文科省
- H29.7 文科省
- H29.7 文科省

[学校体育]

- ・「小学校体育（運動領域）指導の手引き～楽しく身に付く体育の授業～」HP版
- ・「柔道の未来のために 柔道の安全指導〔2020年 第5版〕」
- ・「運動部活動指導の手引き」
- ・「とちぎ元気キッズ サポートプログラム、チャレンジプログラム～投・走・跳の運動～」
- ・「学校体育実技指導資料第10集 器械運動指導の手引」
- ・「学校体育実技指導資料第4集 水泳指導の手引（三訂版）」
- ・「小学校低・中・高学年体育（運動領域）デジタル教材（※YouTubeへリンク）」
- ・「学校体育実技指導資料第9集『表現運動系及びダンス指導の手引き』」
- ・「学校体育実技指導資料 第2集 柔道指導の手引（三訂版）」
- ・「学校体育実技指導資料第7集『体づくり運動』（改訂版）」
- ・「小学校体育（運動領域）まるわかりハンドブック」
- ・「学校体育実技指導資料第8集『ゲーム及びボール運動』」
- ・「学校体育実技指導資料第1集『剣道指導の手引』 参考資料」

- R05.10 スポーツ庁
- R02.1 全柔連
- H31.3 県教委
- H28.3 県教委
- H27.3 文科省
- H26.3 文科省
- H26.3 文科省
- H25.3 文科省
- H25.3 文科省
- H24.7 文科省
- H24.5 文科省
- H22.3 文科省
- H22.3 文科省

[学校保健]

- ・「保健教育における個別指導の考え方、進め方（中学校）」
- ・「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂版）」
- ・「薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）」
- ・「学校における薬品管理マニュアル 令和4年度改訂」

- R06.3 日学保
- R06.3 日学保
- R06.3 日学保
- R05.3 日学保

・「保健教育の指導と評価 令和4年度版」	R05.3	日学保
・「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引き 令和3年度改訂」	R04.3	日学保
・「学校保健の課題とその対応令和2年度改訂版」	R03.3	日学保
・「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料」＜小学校編 R 元改訂、中学校編 R2 改訂＞	R03.3	日学保
・「保健主事のための実務ハンドブック」	R03.3	日学保
・「学校における運動器検診ガイド」	R03.3	日学保
・「改訂『生きる力』を育む中学校保健教育の手引」	R02.3	県教委
・「改訂『生きる力』を育む小学校保健教育の手引」	R02.3	県教委
・「薬物乱用防止教育に関する指導プログラム集」	H31.3	文科省
・「学校環境衛生管理マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」（平成30年度改訂版）	H31.2	県教委
・「学校における麻疹対策ガイドライン（第2版）」	H30.4	文科省
・「とちぎの学校環境衛生管理」	H30.2	国感研
・「熱中症環境保健マニュアル2018」	H30.2	県教委
・「現代的健康課題を抱える子供たちへの支援 ～養護教諭の役割を中心として～」	H30.3	環境省
・「学校・家庭・地域で育む健康教育の手引き」（平成28年度改訂）	H29.3	文科省
・「栃木県 学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H29.3	県教委
・「児童生徒等の健康診断マニュアル（改訂版）」	H28.2	県教委
・「保健室経営計画作成の手引き（平成26年度改訂）」	H27.4	日学保
・「学校における子どもの心のケアサインを見逃さないために」	H27.2	日学保
・「子供たちを児童虐待から守るためにー養護教諭のための児童虐待対応マニュアルー」	H26.3	文科省
・「学校における結核対策マニュアル」	H26.3	日学保
・「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	H24.3	文科省
・「学校歯科保健参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」	H23.3	文科省
[学校給食・食に関する指導]		
・「食に関する指導の手引ー第2次改訂版ー」	H31.3	文科省
・「地場産物を活用した学校給食と学校における食育の推進のために」	H29.3	県教委
・「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」	H29.3	文科省
・「栃木県学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル」	H28.2	県教委
・「小学生用食育教材『たのしい食事つながる食育』（児童用・指導者用）」	H28.2	文科省
・「学校給食における食物アレルギー対応指針」	H28.2	文科省
・「食に関する指導実践事例集」	H27.3	文科省
・「学校給食衛生管理基準の解説ー学校給食における食中毒防止の手引ー」	H26.10	県教委
・「学校給食における食中毒防止Q&A」	H23.3	日学保
・「食生活学習教材（生徒用・指導者用）」	H21.4	日学保
・「栄養教諭による食に関する指導実践事例集」	H21.3	文科省
・「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part 1・Part 2」	H21.3	文科省
・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」	H21.3	文科省
・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」	H20.3	文科省
[学校安全]		
・「学校の危機管理マニュアル作成のためのガイドブック」	R03.3	県教委
・「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（改訂版）」	H31.3	文科省
・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」	H30.2	文科省
・「学校事故対応に関する指針」	H28.3	文科省
・「竜巻防災教育プログラム」	H26.12	宇気象
・「学校における防災関係指導資料ー東日本大震災から学んだ大地震への備え及び竜巻への対応ー」	H25.9	県教委
・「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」	H25.3	文科省
・「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」	H24.3	文科省